

# 石川県公報

平成25年5月24日  
第12597号（金曜日）  
毎週2回 火曜 金曜発行

## 目 次

告 示			
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出（水産課）	1	○平成25年度狩猟免許試験並びに狩猟免許更新の適性試験及び講習の実施公告（自然環境課）	3
○土地収用法に基づく収用又は使用の手続開始の申立て（監理課）	1	○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告（経営支援課）	3
○県道の区域の変更（道路整備課）	2	<b>教育委員会</b>	
○県道の供用の開始（同）	2	○博物館の登録事項の変更登録	4
<b>公 告</b>		○博物館の博物館登録原簿からの抹消	4
○特定非営利活動法人の設立認証申請公告（県民交流課）	2	<b>公安委員会</b>	
		○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	4

## 告 示

### 石川県告示第227号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成25年5月24日から同年6月7日まで一般の縦覧に供する。

平成25年5月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

発 起 人		加入区	法第113条第1項の規定による漁業協同組合に対する申出	縦覧場所
氏 名	住 所			
金 谷 武 雄	鳳珠郡穴水町字前波へ字153番地	穴水北部	行う。	石川県漁業協同組合穴水支所
地 蔵 康 次	鳳珠郡穴水町字前波ホ字125番地			
一本木 秀 和	鳳珠郡穴水町字前波ホの115番地			

### 石川県告示第228号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定により、収用又は使用の手続開始の申立てがあったので、次のとおり告示する。

平成25年5月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 起業者の名称  
国土交通大臣
- 事業の種類  
一般国道159号改築工事（七尾バイパス・石川県七尾市古府町た地内から同市国分町ハ地内まで）及びこれに伴う県道付替工事
- 起業地  
(1) 収用の部分  
石川県七尾市古府町た、れ、そ、ぬ、る、り、ト、チ、ル、ヲ及びワ、藤野町イ、ロ及びハ並びに国分町ハ、チ、

ヌ、ル及びワ地内

(2) 使用の部分

石川県七尾市古府町た、れ、そ、ぬ、る、と、ち、ル、ヲ及びワ、藤野町イ及びロ並びに国分町ハ、チ、ヌ、ル及びワ地内

4 土地収用法第26条の2及び同法第34条の4の規定による図面の縦覧場所

石川県七尾市役所(建設上下水道部土木課能越道建設推進室)

5 収用又は使用の手続が保留されている起業地

石川県七尾市古府町れ、そ、ぬ、る、ち、ル、ヲ及びワ並びに藤野町ロ及びハ地内

6 手続を開始する土地

(1) 収用の手続を開始する土地

石川県七尾市古府町れ、そ、ぬ、る、ち、ル、ヲ及びワ並びに藤野町ロ及びハ地内

(2) 使用の手続を開始する土地

石川県七尾市古府町れ、そ、ぬ、る、ち、ル、ヲ及びワ並びに藤野町ロ地内

### 石川県告示第229号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成25年5月24日から同年6月7日まで縦覧に供する。

平成25年5月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
庵鷺浦大田新線	下記区域を道路区域に編入する。			中能登土木総合事務所維持管理課
	七尾市庵町ア之部78番地先から 七尾市江泊町ホ之部78番地先まで		7.10 ~ 27.85 414.6	

### 石川県告示第230号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成25年5月24日から同年6月7日まで縦覧に供する。

平成25年5月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
庵鷺浦大田新線	七尾市庵町ア之部97番1地先から 七尾市江泊町ホ之部78番地先まで	平成25年5月24日	中能登土木総合事務所維持管理課

## 公 告

### 特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成25年5月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成25年5月7日

- 2 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 のといろ

- 3 代表者の氏名  
北出 整

- 4 主たる事務所の所在地  
鳳珠郡穴水町字曾福ネの8番地の5

- 5 定款に記載された目的

この法人は、能登地域の活性化を図るため、能登の風土や芸術、食文化など地域資源の調査研究および啓発等を行うとともに、地域資源の活用に取り組む個人・関係団体等のネットワーク作りを行い、地域の魅力を発信することにより、地域間交流や移住・定住・交流居住に繋げることを目的とする。また、生鮮食料品の入手が困難な地域や在宅の高齢者を対象とした生活支援活動を行い、快適な生活環境の構築に寄与することを目的とする。

平成25年度狩猟免許試験並びに狩猟免許更新の適性試験及び講習の実施公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条並びに第51条第2項及び第4項の規定により、平成25年度の狩猟免許試験並びに狩猟免許更新の適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成25年5月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 日時及び場所

- (1) 狩猟免許試験

日 時	申請期間	場 所	主な対象区域
平成25年7月12日（金） 午前10時から	平成25年5月31日（金）から 同年6月28日（金）まで	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎第1102会議室	県 全 域
平成25年9月16日（月・祝） 午前10時から	平成25年8月5日（月）から 同年9月2日（月）まで	金沢市鞍月2丁目1番地 石川県地場産業振興センター 新館第12研修室	〃
平成26年2月17日（月） 午前10時から	平成26年1月6日（月）から 同年2月3日（月）まで	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎第1105会議室	〃

- (2) 狩猟免許更新適性試験及び講習

日 時	申請期間	場 所	主な対象区域
平成25年6月24日（月） 午後1時から	平成25年5月24日（金）から 同年6月10日（月）まで	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎第1102会議室	県 全 域
平成25年9月5日（木） 午後1時から	平成25年7月25日（木）から 同年8月22日（木）まで	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎第1105会議室	〃

- 2 申請書等の提出先

住所地为管轄する各石川県農林総合事務所管理部

- 3 その他

試験、講習等についての問い合わせは、石川県環境部自然環境課又は各石川県農林総合事務所管理部へすること。

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成25年5月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド金沢福久店

金沢市南森本町ニ6番地2ほか15筆

## 2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 新設

公告日 平成25年1月15日

## 3 市町村の意見の概要

市町村名 金沢市

意見の概要

自動車騒音等について、夜間の騒音レベルの最大値が基準値を超過している地点がある。住居側においては基準値を下回っているため、影響は少ないと考えられるが、近隣の住民から苦情が発生した場合は、速やかに対策を講じること。また、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

## 4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

## 5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

## 6 意見の縦覧期間

平成25年5月24日から同年6月24日まで

## 教 育 委 員 会

### 石川県教育委員会告示第10号

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第2項の規定により、次の博物館の登録事項の変更登録をした。

平成25年5月24日

石川 県 教 育 委 員 会

登録記号番号	第22号	
設置者の名称	白山市	
博物館の名称	変更前	白山市立松任博物館
	変更後	白山市立博物館
博物館の所在地	白山市西新町168番地1	

### 石川県教育委員会告示第11号

博物館法（昭和26年法律第285号）第15条第2項の規定により、次のとおり博物館を博物館登録原簿から抹消した。

平成25年5月24日

石川 県 教 育 委 員 会

登録記号番号	第9号	
博物館の名称	白山市立鶴来博物館	
博物館の所在地	白山市鶴来朝日町81番地	
廃止年月日	平成25年3月31日	

## 公 安 委 員 会

### 石川県公安委員会告示第53号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成25年5月24日

石川 県 公 安 委 員 会

別表第 1 (信号機の設置場所) 金沢中警察署管内の表56の項を次のように改める。

56	金沢医療センター前	金沢市下石引町1番1号先 主要地方道金沢湯涌福光線上	S 46. 1. 8
----	-----------	-------------------------------	------------

別表第 1 (信号機の設置場所) 輪島警察署管内の表53、62の項を次のように改める。

53	栄町交差点	鳳珠郡穴水町字川島カ35番地先 主要地方道七尾輪島線と町道金刀比羅町線との交差点	S 39. 7. 11
62	金比羅交差点	鳳珠郡穴水町字川島ヲ1番地先 国道249号と主要地方道七尾輪島線との交差点	S 49. 12. 25

別表第 2 (一方通行の指定) 津幡警察署管内の表に次のように加える。

113	国道 8 号 (津幡北バイパス)	河北郡津幡町字舟橋ナ84番地 2 先から 河北郡津幡町字庄タ14番地先まで	約71 メートル	終日	車両	津幡町字加茂方面 から北側チェーン 着脱場に至る方向 (流出路)
114	町道	河北郡津幡町字庄タ12番地先から 河北郡津幡町字庄タ152番地 4 先まで	約230 メートル	終日	車両	津幡町字加茂方面 から津幡町字倉 見方面に至る方向 (連絡道路)
115	国道 8 号 (津幡北バイパス)	河北郡津幡町字庄タ26番地 2 先から 河北郡津幡町字庄ソ15番地先まで	約92 メートル	終日	車両	北側チェーン着脱 場から津幡町字倉 見方面に至る方向 (流入路)
116	国道 8 号 (津幡北バイパス)	河北郡津幡町字津幡井31番地先から 河北郡津幡町字津幡井42番地先まで	約25 メートル	終日	車両	津幡町字倉見方面 から南側チェーン 着脱場に至る方向 (流出路)
117	国道 8 号 (津幡北バイパス)	河北郡津幡町字庄タ111番地先から 河北郡津幡町字舟橋ナ72番地 2 先まで	約25 メートル	終日	車両	南側チェーン着脱 場から津幡町字加 茂方面に至る方向 (流入路)

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 金沢中警察署管内の表159の項を次のように改める。

159	主要地方道金沢 美川小松線 (側道)	金沢市神田 1 丁目337番地先 (神田陸橋下北側神田 1 丁目交 差点流入部)	神田陸橋下からの右折及び直 進	自動車及び原 動機付自転車	終日
-----	--------------------------	--	--------------------	------------------	----

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 金沢西警察署管内の表に次のように加える。

679	市道押野15号 八日市 1 丁目線 49号	金沢市八日市 1 丁目180番地先	西金沢駅方向から八日市 4 丁 目方向への左折	車両	7 : 00 から 9 : 00 まで
680	市道押野15号 八日市 1 丁目線 33号	金沢市八日市 2 丁目471番地 3 先	野々市駅方向から八日市 4 丁 目方向への右折	車両	7 : 00 から 9 : 00 まで

別表第4（指定方向外進行禁止）津幡警察署管内の表に次のように加える。

431	国道8号 (津幡北バイパス)	河北郡津幡町字舟橋ナ69番地先	津幡町字加茂方向から南側チェーン着脱場方向への右折	車両	終日
432	町道	河北郡津幡町字庄タ152番地4先	施設駐車場方向から津幡町字加茂方向への右折	車両	終日
433	国道8号 (津幡北バイパス)	河北郡津幡町字庄ソ171番地先	津幡町字加茂方向から北側チェーン着脱場方向への左折	車両	終日
434	国道8号 (津幡北バイパス)	河北郡津幡町字庄ソ15番地先	北側チェーン着脱場方向から津幡町字加茂方向への右折	車両	終日
435	国道8号 (津幡北バイパス)	河北郡津幡町字津幡カ53番地先	津幡町字倉見方向から北側チェーン着脱場方向への右折	車両	終日
436	国道8号 (津幡北バイパス)	河北郡津幡町字舟橋ナ92番地1先	津幡町字倉見方向から南側チェーン着脱場方向への左折	車両	終日
437	国道8号 (津幡北バイパス)	河北郡津幡町字舟橋ナ72番地2先	南側チェーン着脱場方向から津幡町字倉見方向への右折	車両	終日
438	町道幹11号 内灘海浜線	河北郡内灘町字千鳥台4丁目148番地先	内灘町字千鳥台5丁目方向から内灘海岸方向への右折	車両	終日

別表第4（指定方向外進行禁止）輪島警察署管内の表28、29、38、39の項を次のように改める。

28	市道鳳至川岸線	輪島市堀町5字2番地1先	気勝橋方向から南交差点方向への右折	自動車及び原動機付自転車	終日
29	市道鳳至川岸線	輪島市堀町4字66番地1先	源右エ門橋方向から南町交差点方向への左折	自動車及び原動機付自転車	終日
38	市道市役所前通線	輪島市堀町5字33番地7先	河井町方向から新橋通方向への右折及び二ツ屋町方向、小伊勢町方向への左折	大型貨物自動車、特定中型貨物自動車及び大型特殊自動車	終日
39	市道市役所前通線	輪島市堀町3字61番地2先	釜屋谷町方向から新橋通方向への左折及び二ツ屋町方向、小伊勢町方向への右折	大型貨物自動車、特定中型貨物自動車及び大型特殊自動車	終日

別表第6（車両の通行禁止）輪島警察署管内の表7の項を次のように改める。

7	主要地方道七尾輪島線及び町道金刀比羅町線	鳳珠郡穴水町字大町ハ字128番地先から鳳珠郡穴水町字川島ホ42番の1先まで	約870メートル	終日	大型貨物自動車、特定中型貨物自動車及び大型特殊自動車
---	----------------------	---------------------------------------	----------	----	----------------------------

別表第 7 (歩行者用道路) 小松警察署管内の表24の項を次のように改める。

24	市道鵜川埴田線 及び町道	小松市鵜川町乙153番地先から 小松市鵜川町 1 番地 1 先まで	約580 メートル	7:00から 8:00まで (土、日、休 日を除く。)	自動車及び原動機 付自転車(指定車、 許可車、農耕車を 除く。)
----	-----------------	--------------------------------------	--------------	--------------------------------------	---

別表第11 (最高速度の指定) 金沢中警察署管内の表48の項を次のように改める。

48	市道準幹線567 号	金沢市もりの里 2 丁目12番地先から 金沢市角間新町14番地先まで	約1,150 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両 (原動機付自 転車及びけん引② ③を除く。)
----	---------------	---------------------------------------	----------------	----------------	----	---------------------------------

別表第11 (最高速度の指定) 津幡警察署管内の表に次のように加える。

187	国道 8 号 (津幡北バイパ ス)	河北郡津幡町字舟橋ナ84番地 2 先か ら 河北郡津幡町字庄タ14番地先まで	約71 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両 (原動機付自 転車及びけん引② ③を除く。)
188	町道	河北郡津幡町字庄タ12番地先から 河北郡津幡町字庄タ152番地 4 先ま で	約230 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両 (けん引③を 除く。)
189	国道 8 号 (津幡北バイパ ス)	河北郡津幡町字津幡井31番地先から 河北郡津幡町字津幡井42番地先まで	約25 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両 (原動機付自 転車及びけん引② ③を除く。)

別表第11 (最高速度の指定) 羽咋警察署管内の表 9、24、91の項を次のように改める。

9	町道102号 高浜中央線	羽咋郡志賀町高浜町ニ13番地 4 先か ら 羽咋郡志賀町高浜町レ132番地先ま で	約440 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両 (けん引③を 除く。)
24	町道137号 はまなす幹線	羽咋郡志賀町高浜町ノ36番地182先 から 羽咋郡志賀町高浜町ノ 5 番地先まで	約370 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両 (けん引③を 除く。)
91	主要地方道 高岡羽咋線	羽咋郡宝達志水町荻市ほ16番地先か ら 羽咋郡宝達志水町荻市口40番地先ま で	約400 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両 (原動機付自 転車及びけん引② ③を除く。)

別表第11 (最高速度の指定) 七尾警察署管内の表125の項を次のように改める。

125	県道末吉七尾線	七尾市直津町ナ部56番地 2 先から 七尾市青山町ろ部12番地先まで	約870 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両 (原動機付自 転車及びけん引② ③を除く。)
-----	---------	---------------------------------------	--------------	----------------	----	---------------------------------

別表第11 (最高速度の指定) 輪島警察署管内の表71、73、74の項を次のように改める。

71	町道金刀比羅町 線	鳳珠郡穴水町字川島ヨ17番地の 2 先 から 鳳珠郡穴水町字川島ホ42番の 1 先ま で	約360 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両 (原動機付自 転車及びけん引② ③を除く。)
----	--------------	---	--------------	----------------	----	---------------------------------

73	主要地方道七尾輪島線	鳳珠郡穴水町字大町ニ128番地先から 鳳珠郡穴水町字川島ヨ17番地の2先まで	約500 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両(けん引③を除く。)
74	主要地方道七尾輪島線	鳳珠郡穴水町字川島ワ132番地の1先から 鳳珠郡穴水町字平野チの1番地2先まで	約2,580 メートル	毎時50キロ メートル	終日	車両(原動機付自転車及びけん引①②③を除く。)

別表第12(転回禁止)津幡警察署管内の表に次のように加える。

1	国道8号 (津幡北バイパス)	河北郡津幡町字加茂ト94番地3先から 河北郡津幡町字庄ツ19番地先まで			約1,200 メートル	終日
---	-------------------	--	--	--	----------------	----

別表第18(駐車禁止)輪島警察署管内の表69、72、78の項を次のように改める。

69	主要地方道七尾輪島線及び町道金刀比羅町線	鳳珠郡穴水町字大町口33番地の3先から 鳳珠郡穴水町字此木101番地の1先まで	約2,400 メートル	6:00から 20:00まで	車両
72	主要地方道七尾輪島線	鳳珠郡穴水町字川島カ34番地3先から 鳳珠郡穴水町字川島ワ126番地先まで	約200 メートル	6:00から 20:00まで	車両
78	主要地方道七尾輪島線	鳳珠郡穴水町字川島ワ132番地の1先から 鳳珠郡穴水町字川島ホ42番の1先まで	約240 メートル	6:00から 20:00まで	車両

別表第18(駐車禁止)珠洲警察署管内の表8、25の項を次のように改める。

8	主要地方道大谷狼煙飯田線、市道2号線	珠洲市飯田町13部47番地先から 珠洲市蛸島町1部2番地304先まで (吾妻橋詰交差点から吾妻橋経由、鉢ヶ崎交差点手前まで)	約4,700 メートル	終日	車両
25	石川県港湾道路	珠洲市飯田町1丁目1番地2先	約80 メートル	終日	車両

別表第20(停止禁止部分の指定)金沢東警察署管内の表9、21、22、25の項を次のように改める。

9	市道1級幹線10号武蔵森山線	金沢市元町2丁目20番1号先 (道路標示等により表示する部分)		終日	車両
21	国道359号	金沢市柳橋町ハ24番地先 (道路標示等により表示する部分)		終日	車両
22	国道359号	金沢市小坂町中99番地先 (道路標示等により表示する部分)		終日	車両
25	国道359号	金沢市東山3丁目3番37号先 (道路標示等により表示する部分)		終日	車両

別表第2(一方通行の指定)津幡警察署管内の表103、104の項を次のように改める。

103		削	除
104		削	除

別表第11(最高速度の指定)輪島警察署管内の表98の項を次のように改める。

98		削	除
----	--	---	---